

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年9月3日政令第310号。同年9月3日公布。同年11月1日施行。以下「改正政令」という。）により建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）が改正されることから、改正政令の施行により、守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号。以下「条例」という。）の関連条文に項ずれが生じる。

⇒ 項ずれに伴う規定整備を行う。

2 施行期日

公布の日から施行する。

守口市都市公園条例の一部改正

改正理由

- 工事中の旧佐太老人福祉センター跡地公園の名称を『佐太陣屋公園』として、都市公園に位置付ける。
⇒佐太陣屋公園の名称及び位置を追加
- 再整備中の弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園の統合公園の名称を『弥治右衛門碑前公園』とする。
⇒藤田西公園を削除



改正内容

別表表1 公園の名称及び位置

	名称	位置
追加	佐太陣屋公園	守口市佐太中町7丁目95番地の1
削除	藤田西公園	守口市藤田町3丁目53番地の1



附則 規則で定める日から施行

令和7年11月25日
都市整備部

守口市営住宅指定管理者の指定について

守口市営住宅の効率的・効果的な管理運営を行い、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び守口市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定したことから、同法第244条の2第6項の規定により議案を提出するもの。

記

- 1 指定管理者に管理させようとする施設
守口市営住宅 9団地
寺方団地、梶第一団地、佐太第一団地、大宮団地、梶第二団地、
大久保団地、金下団地、日吉団地、佐太団地
- 2 指定管理者に指定しようとする団体
団体名 日本管財株式会社
所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 5年間
- 4 選定方法 公募による
- 5 応募団体数 1者
- 6 予算措置
事業名 市営住宅管理事業
(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費
(節) 委託料 (細節) 委託料

補正額：0千円（債務負担行為設定）

令和8年度 52,060千円 令和9年度 56,065千円 令和10年度 56,684千円
令和11年度 58,775千円 令和12年度 62,760千円
5ヵ年合計額 286,344千円

大枝公園外2公園の指定管理者の指定について

1. 趣旨

大枝公園外2公園の指定管理者の候補者が守口市都市公園指定管理者選定委員会において選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議案を提出するもの。

2. 指定管理者に管理させようとする施設

大枝公園、大宮中央公園、よつば未来公園

東部エリアコミュニティセンターよつば未来体育室・会議室

3. 指定管理者に指定しようとする団体

団体名 もりぐち PARK パートナーズ

代表団体 団体名 一般財団法人大阪スポーツみどり財団

所在地 大阪府大阪市港区田中三丁目1番40号

代表者 理事長 山本 功人

構成団体 団体名 特定非営利活動法人エヌピーオーバース

所在地 東京都西東京市田無町三丁目10番9号

代表者 代表理事 折原 磨寸男

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

5. その他

指定管理料については、道路公園課およびコミュニティ推進課の双方において負担するもの。

西部コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について

工 事 名	西部コミュニティセンター改修工事
契約の相手方	西野建設工業株式会社
契 約 金 額	354,420,000円 (落札率 90.30%)
工 期	議決の日の翌日 ～令和8年9月30日



工 事 内 容	西部コミュニティセンター改修工事に伴う <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 一式 ・ 電気設備工事 一式 ・ 機械設備工事 一式 ・ 昇降機設備工事 一式 		
---------	--	--	--

入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (11月7日開札)	入 札 結 果	入札参加者数 最低制限価格以下	9者 5者
---------	-------------------------	---------	--------------------	----------

令和7年度守口市一般会計補正予算(第10号)

1 歳入歳出予算の補正

(単位:千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
庭窪コミュニティセンター整備事業	総務費	総務管理費	コミュニティセンター費	委託料	▲ 2,090			▲ 1,200	▲ 215	▲ 675	・コミュニティセンター整備事業費債 ・公共施設等整備基金
国費等過誤納金還付事業	総務費	総務管理費	諸費	償還金、利子及び割引料	118,000					118,000	
戸籍システム標準化構築事業	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	委託料	▲ 3,168	▲ 3,168				0	・デジタル基盤改革支援補助金
一時生活支援事業	民生費	社会福祉費	社会福祉対策費	負担金、補助及び交付金	2,576	1,717				859	・生活困窮者自立支援負担金
社会保障生計調査等事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	報酬	396		396			0	・生活保護費委託金
資源物ストックヤード整備事業	衛生費	清掃費	ごみ処理費	委託料	▲ 19,140	▲ 6,380		▲ 11,400	▲ 1,360	0	・ごみ処理施設整備事業費債 ・公共施設等整備基金
空き家対策事業	土木費	都市計画費	都市計画総務費	工事請負費	2,871				2,871	0	・行政代執行費用弁償金
さくら小学校増築校舎整備事業	教育費	小学校費	学校管理費	需用費	5,913					5,913	
				委託料	850					850	
守口小学校施設整備事業	教育費	小学校費	学校管理費	需用費	▲ 18,052					▲ 18,052	
				委託料	▲ 13,697					▲ 13,697	
				備品購入費	▲ 36,948					▲ 36,948	
守口市立図書館受変電設備改修工事業	教育費	社会教育費	図書館費	委託料	▲ 880		▲ 600			▲ 280	・守口市立図書館整備事業費債
				工事請負費	▲ 2,640		▲ 1,900			▲ 740	
合 計					33,991	▲ 7,831	396	▲ 15,100	1,296	55,230	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金55,230千円で財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	80,387,149千円
補正額	33,991千円
補正後の額	80,421,140千円

2 債務負担行為の補正

(追加) (単位:千円)

事業名	期限	限度額
守口市大枝公園外2公園指定管理事業(よつば未来体育室等)	令和12年度	70,145
庭窪コミュニティセンター石綿除去工事監視業務委託事業	令和8年度	2,090
戸籍システム標準化構築事業	令和8年度	3,168
システム標準化に伴う健康管理システム連携機能構築業務委託事業	令和8年度	13,238
守口市大枝公園外2公園指定管理事業(公園)	令和12年度	539,813
守口市営住宅指定管理事業	令和12年度	286,344
守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借事業(追加分)	令和8年度	34,980
守口小学校建設工事物価スライド等対応業務委託事業	令和8年度	19,899
守口市立図書館受変電設備改修工事監視業務委託事業	令和8年度	919
守口市立図書館受変電設備改修工事	令和8年度	4,136

3 地方債の補正

(廃止) (単位:千円)

起債の目的	限度額
守口市立図書館整備事業費債	2,500 → 0 (▲2,500)

(変更) (単位:千円)

起債の目的	限度額
地区コミュニティセンター債	553,700 → 552,500 (▲1,200)
ごみ処理施設整備事業費債	87,900 → 76,500 (▲11,400)

令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について

1 補正予算額

21,670千円（補正予算後の予算総額： 14,244,670千円）

2 補正予算の内容

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、保険料の賦課項目に子ども・子育て支援金分を追加するための国民健康保険システムの改修（以下「システム改修」という。）については、完了が令和8年度となることが見込まれるため、令和7年度に債務負担行為を設定し、完了後に一括で支払うことを予定していた。しかし、令和7年5月30日付けで国から、令和8年度における国の財政支援が現時点で未定であり、改修の完了が令和8年度となる場合も、令和7年度末までの進捗状況に応じて支払う契約とするなど、令和7年度中の所要額に対する補助金は、令和7年度に交付申請を行われた旨の事務連絡があった。

これを受け、システム改修事業者と調整を行い、令和7年度中における進捗見込を踏まえた所要額について、補正するもの。また、システムの一部において、新たに仕様が開示された部分の改修についても補正するもの。

◎ 内訳

【 歳出 】

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費
21,670千円

【 歳入 】

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）子ども・子育て支援事業費補助金
21,670千円

3 債務負担行為の廃止

令和7年10月16日付けで国から、システム改修に係る令和8年度中の所要額に対する補助金は、現時点で未定であるが、財政支援を行う場合も、令和8年4月1日以降に契約するシステム改修費が補助対象になる旨の事務連絡があった。

これを受け、令和8年度実施分については、令和8年4月1日以降に再度契約することとし、令和7年度に設定した以下の債務負担行為を廃止するもの。

- (1) 限度額
20,262千円
- (2) 期間
令和8年度まで
- (3) 年割額
令和7年度 0円
令和8年度 20,262千円

令和7年度守口市特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）について

1 補正予算額

1,716千円（補正予算後の予算総額： 2,819,716千円）

2 補正予算の内容

子ども・子育て支援法等の改正に伴う後期高齢者医療システム改修（以下「システム改修」という。）については、当初、完了が令和8年度となることが見込まれたため、令和7年度に債務負担行為を設定し、令和8年度の改修完了後に一括で支払うことを予定していた。しかし、令和7年5月30日付けで国から、令和8年度における国の財政支援が現時点で未定であり、改修の完了が令和8年度となる場合も、令和7年度末までの進捗状況に応じて支払う契約とするなど、令和7年度中の所要額に対する補助金は、令和7年度に交付申請を行われた旨の事務連絡があった。

これを受け、システム改修事業者と調整を行った結果、システム改修については、業務の進捗状況を踏まえ、令和7年度中に完了する見込が立ったことから、契約期間を令和7年度末までに変更するため、補正するもの。

◎ 内訳

【 歳出 】

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）一般管理費
1,716千円

【 歳入 】

（款）国庫支出金 （項）国庫補助金 （目）子ども・子育て支援事業費補助金
1,716千円

3 債務負担行為の廃止

システム改修については、前記2のとおり令和7年度中に完了する見込が立ったことから、契約期間を令和7年度末までに変更するため、以下の債務負担行為を廃止するもの。

- （1）限度額
1,716千円
- （2）期間
令和8年度まで
- （3）年割額
令和7年度 0円
令和8年度 1,716千円

令和7年度守口市下水道事業会計補正予算(第2号)

1 資本的支出の補正

支出

(単位：千円)

款	項	補正額	財源内訳			備考
			国(府)支出金 支出金	企業債	その他	
資本的支出	建設改良費	23,507	0	0	23,507	(目)ポンプ場整備費 (節)工事請負費

(参考)資本的支出の総額

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
資本的支出	4,263,055	23,507	4,286,562

2 継続費の補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	年度	年割額	財源内訳			備考	
					国(府)支出金	企業債	その他		
1 資本的 支出	1 建設 改良費	大枝ポンプ場 動力制御設備 工事	補 正 前	令和 5	66,046	32,668	33,300	78	
				6	33,234	16,532	16,700	2	
				7	222,410	111,200	111,200	10	
				8	171,958	61,200	110,700	58	
				計	493,648	221,600	271,900	148	
			補 正 後	令和 5	66,046	32,668	33,300	78	
				6	33,234	16,532	16,700	2	
				7	245,917	111,200	111,200	23,517	
				8	171,958	61,200	110,700	58	
				計	517,155	221,600	271,900	23,655	

3 債務負担行為の補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
下水道管路特別重点調査に伴う 改築実施設計等業務委託事業	令和8年度まで	70,840

令和7年11月25日

総務部

事務連絡
令和7年12月 日

アンケート回答対象者 各位

総務部総務課長

カスタマーハラスメントに関する実態把握にかかるアンケートの実施について

近年、顧客などからの暴行やひどい暴言、不当な要求など「カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）」が社会問題化しています。行政に対しても行政サービス利用者等からの理不尽で過剰な要求、暴言や恫喝などのカスハラや行政対象暴力がニュース報道等で散見されているところです。

本市では、平成31年2月に「不当要求行為対応マニュアル」を策定し、悪質なクレーム及び行政対象暴力等への対応については、同マニュアルに基づく対応を行ってきました。マニュアル策定から約7年が経過し社会状況も変化するなか、同マニュアルでは対応しきれないような様々な事象も今後想定されうることから、このたび、本市職員（窓口業務等委託事業者や指定管理事業者、派遣職員を含む。）を取り巻くカスハラの実態把握や課題の抽出を目的としてアンケートを実施します。

実施方法については下記のとおりですので、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. アンケート名称

「カスタマーハラスメントに関する実態把握にかかるアンケート」

2. 回答対象者

- ・市職員（正規職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員）
 - ・窓口業務等委託事業者、指定管理事業者、派遣職員（以下「委託事業者等」という。）
- ※委託事業者等についても窓口等において市民等対応業務等を担っていることから、本アンケートの回答対象者に含むこととします。

3. 回答方法

- ・市職員（正規職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員）は、**庶務事務システムのアンケート機能より回答**してください。
- ・委託事業者等は、市所属先（委託事業者にあつては本市委託元所属長、指定管理事業者にあつては指定管理施設所管課長、派遣職員にあつては人事課長を指す。以下

同じ。)から業務責任者(業務全体を総合的に把握及び管理し、業務を円滑に実施するため市側との連絡調整を行なう者を指す。以下同じ。)を経由してアンケートをお渡ししますので、同用紙に直接ご回答ください。

4. 回答期限

令和7年12月24日(水)17:00

※紙媒体のアンケートについては業務責任者を経由して市所属先にて取りまとめのうえ、総務課に提出をお願いします。

5. その他

○カスタマーハラスメント(改正労働施策総合推進法より抜粋)

- ・顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ・労働者の就業環境を害すること。

→上記を踏まえ、本アンケートにおけるカスタマーハラスメントを下記のとおり定義します。

「市民等の言動であって、本市職員(窓口業務等委託事業者や指定管理事業者、派遣職員を含む。以下同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの(※要求や意見内容等の妥当性に照らして不当であるものや大きな声を上げて秩序を乱すなど言動の手段・態様が不相当であるもの)により本市職員の就業環境が害されるもの」

→不当な手段により職員等に対し違法又は不当な行為を要求する「不当要求」に対して、「カスハラ」は不当要求を含む市民等による就業環境を害する著しい迷惑行為(要求行為の有無を問わない)と整理します。

【参考】不当要求行為(守口市「不当要求行為対応マニュアル」より)

暴行、威迫する言動その他の不当な手段により、地方公共団体等の行政機関又はその職員に対し違法又は不当な行為を要求すること(一般の常識を逸脱した理不尽極まりない要求も含む)。

以上

カスタマーハラスメントに関する実態把握にかかるアンケート

○趣旨

近年、顧客などからの暴行やひどい暴言、不当な要求など「カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）」が社会問題化しています。行政に対しても行政サービス利用者等からの理不尽で過剰な要求、暴言や恫喝などのカスハラや行政対象暴力がニュース報道等で散見されているところです。

このたび、本市が採用する職員（以下「本市採用職員」という。）を対象に、カスハラの実態把握や課題の抽出を目的としたアンケートを実施しますが、本市行政事務の遂行に当たっては、本市採用職員以外にも民間委託事業者や指定管理事業者等の方々（以下「委託事業者等」という。）も多数従事していることを踏まえ、より広く実態把握等を行うため、委託事業者等についても同様のアンケート調査を実施します。

本アンケートの回答は任意ですが、上記趣旨を踏まえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○回答方法

本アンケート用紙に直接回答していただき、業務責任者（業務全体を総合的に把握及び管理し、業務を円滑に実施するため市側との連絡調整を行う者を指す。）へ下記回答期限までに提出してください。

○回答期限

令和7年12月24日（水）17:00

【連絡先】

守口市総務部総務課

電話：06-6992-1432

◇本アンケートにおける「カスタマーハラスメント」とは・・・

本アンケートにおけるカスタマーハラスメントは、「市民等の言動であって、本市職員（窓口業務等委託事業者や指定管理事業者、派遣職員を含む。以下同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（※）により本市職員の就業環境が害されるもの」をいいます。

※要求や意見内容等の妥当性に照らして不当であるものや大きな声を上げて秩序を乱すなど言動の手段・態様が不相当であるもの。

No.7 カスハラを受けた当時の職場でのカスハラを受けた頻度は？

- 過去3年間に数回程度
- 年に数回程度
- 月に数回程度
- 週に数回程度
- ほとんど毎日

No.8 カスハラを受けたときの状況は？（複数選択可）

- 電話対応時
- 職場での対面対応時
- 市民や相手方の住宅や事業所等
- インターネット上（SNSでの誹謗中傷等）
- その他（ ）

No.9 カスハラを受けたきっかけは？（複数選択可）

- 窓口や電話対応等における職務上のミス
- 相手方による制度（システム）への理解不足
- 制度（システム）の不備
- 相手方の勘違い
- 相手方の不満のはけ口、嫌がらせ
- わからない
- その他（ ）

No.10 受けたカスハラの内容は？（複数選択可）

- 身体的な攻撃（暴行・傷害など）
- 精神的な攻撃（脅迫・誹謗中傷（インターネット上を含む）・名誉棄損・侮辱・暴言・土下座の要求など）
- 威圧的な言動（大声で責める・恫喝・反社会的な者との繋がりをほのめかすなど）
- 継続的な執拗な言動（繰り返される執拗で頻繁なクレーム、同じ質問の繰り返しなど）
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、長電話など）
- 明らかに業務内容と関係のない相手方からの言動（セクハラ、プライバシーの侵害、個人の属性に関する言動など）
- その他（ ）

No.11 カスハラを受けた際の1回あたりの電話や窓口での対応時間は？

- 30分未満
- 30分以上 60分未満
- 60分以上 90分未満
- 90分以上 120分未満
- 120分以上 180分未満
- 180分以上
- その他（ ）

No.12 カスハラを受けた際にとった体制及び対応は？【体制】（複数選択可）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 1人で対応した | <input type="checkbox"/> 同時に複数人の職員で対応した |
| <input type="checkbox"/> 上司に引き継いだ | <input type="checkbox"/> 警察に通報した |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

No.13 カスハラを受けた際にとった体制及び対応は？【対応】（複数選択可）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 相手方からの要求等を断った | <input type="checkbox"/> 相手方からの要求に応じた |
| <input type="checkbox"/> 即座に対応を打ち切った | <input type="checkbox"/> 一定時間経過後、対応を打ち切った |
| <input type="checkbox"/> 謝り続けた | <input type="checkbox"/> 何もできなかった |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

No.14 カスハラを受けたことによるあなたの心身への影響は？（複数選択可）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 怒りや不満、不安などを感じた | <input type="checkbox"/> 仕事に対する意欲や生産性が低下した |
| <input type="checkbox"/> 職場でのコミュニケーションが減った | <input type="checkbox"/> 眠れなくなった |
| <input type="checkbox"/> 仕事を休むことが増えた | <input type="checkbox"/> 通院したり服薬をした |
| <input type="checkbox"/> 入院した | <input type="checkbox"/> 特に影響はなかった |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

No.15 カスハラを受けた後、あなたはどのような行動をしましたか？（複数選択可）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 同僚に相談した | <input type="checkbox"/> 上司に相談した |
| <input type="checkbox"/> 部下に相談した | <input type="checkbox"/> 職場内の相談窓口（総務部総務課）に相談した |
| <input type="checkbox"/> 職場内の産業医に相談した | <input type="checkbox"/> 職場外の医師やカウンセラーに相談した |
| <input type="checkbox"/> 家族や職場外の友人に相談した | <input type="checkbox"/> しばらく仕事を休んだ |
| <input type="checkbox"/> 何もしなかった | |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

No.16 カスハラを受けて何もしなかった理由は？（複数選択可）

※上記 No.15 で「何もしなかった」を選択した方のみ回答

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 何かしても解決につながらないと思った | |
| <input type="checkbox"/> 職務上の不利益が生じると思った | |
| <input type="checkbox"/> カスハラがエスカレートすると思った | |
| <input type="checkbox"/> カスハラについて相談しにくい雰囲気があった | |
| <input type="checkbox"/> カスハラについて相談できる窓口、担当部署が分からなかった | |
| <input type="checkbox"/> 相談窓口、担当部署の問題解決能力に疑問があった | |
| <input type="checkbox"/> 仕事として我慢しなければならないと思った | |
| <input type="checkbox"/> 行動するほどのことではなかった | |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

No.17 所属の職場（※自身の本来の所属（受託事業社、指定管理事業社、派遣元会社））は相談や通報、報告等によってあなたがカスハラを受けていることを認識していましたか？

- 認識していた 認識していなかった

No.18 所属の職場（※自身の本来の所属（受託事業社、指定管理事業社、派遣元会社））はカスハラを受けていることを認識したのち、どのような対応をしましたか？（複数選択可）

※上記 No.17 で「認識していた」と回答した方のみ回答

- 要望を聞いたり問題解決のため相談にのってくれた
 事実確認のためにヒアリングを行った
 上司、同僚、部下に事実確認を行った
 行為者に対し注意喚起等の対応をした
 行為者に対し事実確認を行った
 配置転換した
 産業医や医療機関への相談、受診を勧めた
 あなた自身の問題点を指摘し改善指導を行った
 同時に複数人の職員で対応した
 より経験のある職員へと対応者を変えた
 上位の役職（管理職等）の職員へと対応者を変えた
 警察に通報するなど警察と連携して対応した
 対応者を固定せず、都度対応者を変えた
 何もしなかった
 その他（)

No.19 カスハラへの対応で困ったことは？（複数選択可）

- 対応の中止等の判断がつかなかった
 対応の中止等を伝えたが相手方の理解を得られず対応を継続せざるを得なかった
 上席の者を出してよいか判断がつかなかった
 庁内で相談できる窓口がなかった（「相談窓口を信用できない」を含む）
 要配慮者が相手の場合で外形的にはカスハラに近いと思われるケースでも傾聴せざるを得なかった
 その他（)

No.20 カスハラ対応の際、本市が作成している「不当要求行為対応マニュアル（平成 31 年 2 月策定）」は活用できましたか？

- 活用できた 活用できなかった

令和7年度

守口市くらしの応援商品券

無料配付!

物価高騰の影響を受けた市民に対して、消費の下支えを通じた生活安定支援を行うとともに、地元事業者に対しても、市内での消費喚起による経済的支援を目的として、市内全世帯に対して守口市独自の「守口市くらしの応援商品券」4,500円分を配付します。

POINT!

守口市内全世帯対象 1冊9枚綴り(4,500円分)無料配付!

A券 [中小店専用券] 5枚

中小店でのみご利用になれます。

(大型店など、一部店舗でご利用になれませんのでご注意ください。)

B券 [共通券] 4枚

全ての取扱店(中小店および大型店)で
ご利用になれます。



対象となる方

令和7年9月1日時点で守口市の住民基本台帳に記載のある全世帯。

配付冊数

1世帯1冊(4,500円分) ※1世帯につき1冊限りです。

引換期間

令和7年12月17日(水)～令和8年2月27日(金)

※変更となる可能性があります。最新情報はホームページをご確認ください。
※引換場所によって引換可能日や取扱いの時間、期間が異なるためご注意ください。
※引換えに関して、引換開始から1か月間(特に土・日)は混雑が予想されます。引換期間内であればいつでも引換え可能となっておりますので、混雑を避けての引換えをお願いいたします。

利用期間

令和7年12月17日(水)～令和8年2月27日(金)

専用ホームページ



お問い合わせ先

守口市 守口市くらしの応援商品券事務局

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所 7階 会議室701

[電話] 06-6993-8710

[受付時間] 平日 9:00～17:30 (土・日・祝祭日、12/29～1/3を除く)

守口市シンボルキャラクター
もり吉



折り位置

折り位置



引換場所一覧



引き換え場所	住所	引換期間	引換可能日	平日引換時間	土日祝引換時間	年末年始期間
守口市くらしの応援商品券事務局	京阪本通2-5-5 守口市役所7階 会議室701	12/17~2/27	月~金(土・日・祝は不可)	9:00~17:30	-	12/29~1/3 取扱なし
守口市東部エリアコミュニティセンター	大久保町1-南27-6	12/17~2/27	月~日(祝含む)	9:00~17:00	9:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市庭窪コミュニティセンター	佐太中町1-6-45	12/17~1/31	月~日(祝含む)	9:00~17:00	9:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市八雲東コミュニティセンター	八雲東町2-50-12	12/17~2/27	月~日(祝含む)	9:00~17:00	9:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市北部コミュニティセンター	淀江町6-3	12/17~2/27	月~日(祝含む)	9:00~17:00	9:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市南部エリアコミュニティセンター	大宮通1-13-7 守口市市民保健センター内	12/17~2/27	月~日(祝含む) ※12/20は不可	10:00~17:00	10:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市西部コミュニティセンター	文園町8-8	12/17~2/27	月~日(祝含む)	10:00~17:00	10:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
守口市錦コミュニティセンター	菊水通4-20-10	12/17~2/27	月~日(祝含む)	10:00~17:00	10:00~17:00	12/29~1/3 取扱なし
よつば未来公園	大久保町5-3-48	12/17~2/27	月~金(土・日・祝は不可)	9:00~17:00	-	12/29~1/3 取扱なし
業務スーパー ガリバー守口店	佐太東町1-33-8	12/17~2/27	月~日	9:00~21:00	9:00~21:00	1/1~1/3 取扱なし
コノミヤ 守口店	金田町1-72-28	12/17~2/27	月~日	9:00~19:00	9:00~19:00	店舗年末年始休みに準ずる
古本商店	金田町2-14-6	12/17~2/27	月~土(日・祝は不可)	7:30~19:00	7:30~19:00 (日・祝は不可)	31日まで営業 1/1~1/4 取扱なし
斉藤酒店	藤田町1-12-9	12/17~2/27	月~土(祝含む・日は不可)	9:00~20:00	9:00~20:00 (日は不可)	31日まで営業 1/1~1/4 取扱なし
ヘルシーBOX立石薬店	藤田町5-4-3	12/17~2/27	月~土(日・祝は不可) ※土は不定休	月火金 10:00~19:00 水土 10:00~16:00	土 10:00~16:00 ※土曜は不定休 日祝なし	12/30~1/5 取扱なし
長崎ちゃんぽん とまと	大久保町5-53-13	12/17~2/27	火~日	9:00~14:00 17:00~21:00	9:00~14:00 17:00~21:00	12/31~1/3 取扱なし
100円ショップ&たばこ とみもと	梶町3-27-11	12/17~2/27	月~日	9:00~19:00	9:00~19:00	31日まで営業 1/1~1/5 取扱なし
中野商店	八雲東町2-33-11	12/17~2/27	月~日	8:00~21:00	8:00~21:00	1/1~1/3 取扱なし
フードショップ いのうえ	八雲東町2-62-13	12/17~2/27	月・火・木・金・土・日 (水・定休日)	13:00~17:00	13:00~17:00	12/29~1/4 取扱なし
トータスランテニスクラブ	八雲中町2-4-18	12/17~2/27	月~日(祝含む)	9:00~19:00	9:00~19:00	12/27~1/4 取扱なし
西村商店	京阪北本通6-3	12/17~2/27	月~土(日・祝休み)	7:30~19:00	7:30~19:00 (日・祝は不可)	31日まで営業 1/1~1/4 取扱なし
株式会社誠心堂	桜町9-12	12/17~2/27	月~土(日・祝は不可)	10:00~19:00	10:00~18:00 (日・祝は不可)	12/30~1/4 取扱なし
京阪東通商店街振興組合 ギャザtoイhall	金下町1-3-7	12/18~2/27	月・木・金・土(日・祝は不可)	11:00~17:00	11:00~17:00 (日・祝は不可)	店舗年末年始休みに準ずる
たがしら酒店	平代町6-2	12/17~2/27	月~土(第3月曜・祝は不可)	10:00~19:00	10:00~19:00 (日・祝は不可)	12/31~1/4 取扱なし
万代 太子橋店	京阪本通2-11-20	12/17~2/27	月~日	9:00~20:00	9:00~20:00	12/29~1/3 取扱なし
ライフ 守口滝井店	文園町9-27	12/17~2/27	月~日	10:00~18:00	10:00~18:00	12/29~1/3 取扱なし
ホテル アゴーラ 大阪守口	河原町10-5	12/17~2/27	全日(除外日なし)	11:00~18:00	11:00~18:00	無休
橋波商店連合会事務所	西郷通1-3-3	12/17~2/27	水~金	10:00~16:00	-	12/27~1/6 取扱なし
ボックスふかだ	橋波西之町2-9-11	12/17~2/27	月~日※毎日可	10:00~20:00	10:00~20:00	31日まで営業 1/1~1/3は 11:00~17:00
山田商店	東光町2-16-10	12/17~2/27	月~土(日・祝は不可)	9:00~17:00	9:00~16:00 (日・祝は不可)	12/29~1/3 取扱なし
高橋酒店	寺方元町2-7-14	12/17~2/27	月~金(土・日・祝は不可)	10:00~18:00	-	31日まで営業 1/1~1/4 取扱なし
ライフ 守口寺方店	寺方本通2-11-15	12/17~2/27	月~日	10:00~18:00	10:00~18:00	12/29~1/3 取扱なし
大阪阪神タクシー株式会社	東郷通3-8-18	12/17~2/27	月~金(土・日・祝は不可)	9:00~16:00	-	12/29~1/3 取扱なし
たまゆらアスレ 守口南寺方店	南寺方東通2-1-22	12/17~2/27	月~日(全曜日)	10:00~19:00	10:00~19:00	12/28~1/3 取扱なし
親子カフェ コノイロハ	南寺方東通5-4-9	12/17~2/26	火・水・木	10:30~14:00	-	12/25~1/13 取扱なし
トモエタクシー株式会社	南寺方東通5-26-16	12/17~2/27	月~金(土・日・祝は不可)	9:00~17:00	-	12/30~1/4 取扱なし
ペットショップ パピヨン寺方店	南寺方南通2-16-10	12/17~2/27	月~日	10:30~18:00	11:00~18:00	12/30~1/4 取扱なし

折り位置

折り位置

注意事項

- 商品券引換時に引換券を回収させていただきます。
- 引換場所によっては一時的に商品券の在庫がなくなる場合がございます。
- 引換期間・時間、引換可能日などは変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

商品券が利用できるお店

守口市内で取扱店として登録した店舗でご利用いただけます。同封の「取扱店一覧」をご覧ください。取扱店一覧はホームページで随時を更新しております。

最新情報は専用ホームページでご確認ください

<https://www.moriguchi-kurashi.com>



令和7年 11 月 25 日

健 康 福 祉 部

「（仮称）守口市手話言語条例（案）」にかかるパブリックコメント募集要領

（仮称）守口市手話言語条例（案）のパブリックコメント実施について

1 趣旨

「障害者基本法」第3条第3項及び「障害者の権利に関する条約」第2条において、手話が言語であることが示されたことにより、手話言語に対する理解が広まりつつある。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」（令和7年法律第78号）が、令和7年6月25日に公布され、同日施行された。

本市においても、手話を使用しやすい環境を整備することで、聴覚障がいのある方々を含むすべての人が安心して暮らせる共生社会の実現を目指すため、（仮称）手話言語条例策定に向け進めているところである。この度、市内関係団体との意見交換や障がい者自立支援協議会への意見聴取を経て条例（案）が完成した。

ついては、当該条例（案）について幅広く意見を聴取するため、別紙要項に基づきパブリックコメントを実施するもの。

2 内容

別紙パブリックコメント募集要項のとおり

3 今後の予定

～令和8年1月8日 パブリックコメントの意見を踏まえ、関係団体と最終案作成

令和8年1月 自立支援協議会へパブリックコメントの内容と最終案報告

令和8年2月 議会へ条例案上程

令和8年4月1日 条例制定

本市では、「手話は言語である」と認識するとともに、すべての市民が障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、「（仮称）守口市手話言語条例（案）」を作成しましたので、皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

なお、いただいたご意見は内容ごとに取りまとめた上で公表しますが、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともありますので、あらかじめご了承ください。

1. 募集期間

令和7年11月25日（火）から12月25日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和7年12月25日（木）の消印有効

2. 提出方法（※住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。）

1 持 参	下記の設置場所に記載の各施設（回収ボックス投函）
2 郵 送	〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5 守口市役所 障がい福祉課
3 F A X	06-6991-2494
4 E-mail	shougaif@city.moriguchi.lg.jp

※ 障がい等の理由により、上記の提出方法が困難な方は、口頭での意見提出も可能です。

3. 設置場所

以下の施設に、「（仮称）守口市手話言語条例（案）」、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置しています。また、市ホームページにも掲載しています。

- ・障がい福祉課（市役所3階）
- ・守口市情報コーナー（市役所2階）
- ・大日サービスコーナー
- ・守口市立図書館
- ・各コミュニティセンター
- ・守口文化センター
- ・市民体育館
- ・わかくさ・わかすぎ園

4. 問合せ先

守口市 健康福祉部 障がい福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2 - 5 - 5 守口市役所 3 階

電話番号：06-6992-1630 FAX：06-6991-2494

(仮称) 守口市手話言語条例案

手話は、ろう者にとって大切な言語です。

手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切なコミュニケーションのための手段です。

手話言語は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかった時代があったことや、手話言語を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得たり、円滑なコミュニケーションをとることが困難でした。

こうした中、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者基本法等」と総称する。）において、手話が言語として位置付けられたことにより、手話言語に対する理解は広がりつつありますが、まだ十分とは言えません。

本市においても、手話言語の理解とその普及を通じて、地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

ここに、私たちは、「手話は言語である」と認識するとともに、障害者基本法等の理念に基づき、全ての市民が障がいの有無にかかわらず基本的人権を有する個人として尊重され、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、更なる努力を続けることを決意し、この条例を制定します

(目的)

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を主なコミュニケーションのための手段として用いる聴覚障がい者をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在職又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進および手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に努めるとともに、ろう者が様々な場面で手話言語によるコミュニケーションをとることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加が保障されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話言語でコミュニケーションをすることにより、ろう者とろう者以外の者とが共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、手話言語に関する市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

市は、次に掲げる事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及並びに手話言語及びろう者に対する理解の促進に関する事項
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、手話に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(意見の聴取)

市は、必要がある場合は、ろう者及び手話言語による意思疎通の支援を行う者その他関係団体から意見を聴き、手話に関する施策を推進するものとする。

守口市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）について

1 策定の経緯

（1）国・大阪府の動き

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示した計画として、平成25年度に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、大阪府が政府行動計画に基づく「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）」を策定。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定。これを受け、府行動計画も令和7年3月に改定。

（2）守口市の動き

- ① 特措法において、市町村は都道府県行動計画に基づき、市町村の行動計画を策定するものとされていることを受け、平成26年2月に「守口市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定。
- ② （1）②の府行動計画の改定を受け、令和7年度において市行動計画（第2版）の策定（＝市行動計画の改定）に着手。

2 策定経過

令和7年7月14日	・ 第1回守口市感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を開催し、市行動計画（第2版）素案を諮問。素案の内容について議論。
令和7年8月21日	・ 委員会での議論を踏まえ、素案を修正し、内容を全庁照会（～9月1日）。
令和7年9月3日	・ 大阪府に素案の内容確認を依頼。
令和7年9月29日	・ 大阪府から回答。回答内容を踏まえ、素案を修正。
令和7年10月27日	・ 第2回委員会を開催。素案の内容について議論。
令和7年11月4日	・ 委員会での議論を踏まえ、素案を修正し、委員会から答申。

3 今後の予定

（1）パブリックコメント

令和7年12月16日から令和8年1月15日まで

（2）策定

パブリックコメントでの意見等を踏まえ、令和7年度中に市行動計画（第2版）を策定。

4 市行動計画（第2版）の主な内容

（1）対策の主たる目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（2）実施体制

具体的な対策として、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、7つの対策項目を設ける。

対策項目	フェーズ	主な取組項目
① 実施体制	準備期	国・府等、関係機関との連携強化、職員の養成、訓練
	初動期	対策本部の検討、必要な予算措置の準備
	対応期	対策本部の設置、職員の応援体制、必要な予算措置
② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	準備期	市民への感染症危機に対する日頃からの情報提供、リスクコミュニケーション
	初動期	地域や世代等の実情に応じた情報提供体制の構築
	対応期	地域や世代等の実情に応じた速やかな情報提供
③ まん延防止	準備期	感染症危機に備えた日頃からの対策の普及、取組
	初動期	感染症危機に備えた対策実施の準備
④ ワクチン	準備期	ワクチン供給、接種体制の検討、接種対象者の試算
	初動期	ワクチン接種体制の構築
	対応期	ワクチン、必要資材の供給、接種に関する情報提供
⑤ 保健	準備期	専門職の必要な研修
	初動期～ 対応期	府が実施する健康観察、生活支援への必要な協力
⑥ 物資	準備期	感染症対策物資の備蓄
⑦ 住民の生活及び地域経済の 安定の確保	準備期	府との連携により、要配慮者等を始めとする支援の実施に向けた仕組みの検討
	初動期	火葬能力超過に備えた一時的な遺体安置施設の確保準備
	対応期	市民の心身安定、要配慮者、教育・学びの継続等に関する支援、埋火葬体制の確保、市民生活及び事業者の経済活動の安定に向けた支援の実施

（3）その他

巻末にその他参考資料として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における守口市のワクチン接種会場レイアウト図等を掲載。